

令和8年余市町議会第2回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時43分

○招 集 年 月 日

令和8年6月23日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和8年6月25日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長	7番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	中 井 寿 夫
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 田 幸 樹
総 務 課 長	荒 井 拓之介
財 政 課 長	後 藤 将 人
税 務 課 長	照 井 芳 明
民 生 部 長	成 田 文 明
福 祉 課 長	枝 村 潤
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	住 吉 孝 之
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	金 田 直 也
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	山 岸 睦
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	高 橋 伸 明
教 育 部 長	大 森 直 也
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	松 尾 智 幸
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 1 号 令和 8 年度余市町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 議案第 2 号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 3 号 余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 4 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 議案第 5 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 6 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 7 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 8 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 9 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 10 議案第 10 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 11 議案第 11 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 12 議案第 12 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること

について

- 第 13 議案第 13 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 14 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 議案第 15 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 16 議案第 16 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 17 議案第 17 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 議案第 18 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 19 議案第 19 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 20 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 21 報告第 9 号 株式会社北後志第一清掃公社の第 49 期（令和 7 年度）経営状況の報告について
- 第 22 報告第 10 号 株式会社まほろば宅地管理公社の第 15 期（令和 7 年度）経営状況の報告について
- 第 23 意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書
- 第 24 意見案第 2 号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 第 25 意見案第 3 号 地方財政の充実・強

化に関する要望意見書

第26 意見案第4号 住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める要望意見書

第27 意見案第5号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める要望意見書

第28 意見案第6号 ドナーミルクの利用拡大を求める要望意見書

第29 意見案第7号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める要望意見書

第30 議員の派遣について

第31 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和8年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○11番（茅根英昭君） 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高田総務部長、荒井総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案16件、意見案7件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであり

ます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第4、議案第4号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてないし日程第19、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの議案16件につきましては、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第23、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第29、意見案第7号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める要望意見書までの意見案7件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第7号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第30、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第31、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案16件、意見案7件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案16件、意見案7件、議員の派遣に

ついて、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 日程第1、議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第3号）について、その概要を説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和7年度の歳入歳出確定に伴い、翌年度へ繰り越すべき一般財源を差し引いた令和8年度への繰越金が3億9,498万5,241円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金への積立金と国の補助採択を受けて実施する再生可能エネルギー導入調査事業、新規対象者の増加等に伴う農業次世代人材投資資金交付金の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金と令和8年度支給分に係る物価高対応子育て応援手当支給事業の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、介護施設等環境改善事業補助金の補正計上を行ったものであります。

労働費におきましては、新規就業支援助成金の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、新規就農研修者の追加に伴う受入農家報償金、就農研修家賃助成金、ヒグマ捕獲用箱わな購入費の補正計上となったものであります。

教育費におきましては、旧余市福原漁場内施設

における屋根修繕費の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額3億6,274万8,000円を既定予算に追加した予算総額は115億6,803万円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第3号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（後藤将人君） 議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第3号）。

令和8年度余市町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,274万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,803万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額2億9,960万9,000円、24節積立金2億9,960万9,000円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金2億円のほか、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金10万円、教育施設建設整備基金積立金5万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金9,945万9,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額2,597万4,000円につきまし

ては、再生可能エネルギー導入調査事業に関しまして先進地視察に係る 8 節旅費34万4,000円と12節委託料2,563万円の補正計上でございます。

12目諸費、補正額50万円、18節負担金補助及び交付金50万円につきましては、海上自衛隊余市基地開庁55周年記念祝賀協賛会事業補助金の補正計上でございます。

13目物価高騰対策事業費、補正額32万4,000円につきましては、国の令和7年度補正予算(第1号)において措置され実施しました物価高対応子育て応援手当に係る令和8年度支給分の補正計上でございます。内訳といたしまして、11節役務費4,000円につきましては、事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金32万円につきましては、物価高対応子育て応援手当の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民年金総務費、補正額108万4,000円、12節委託料108万4,000円につきましては、国の制度改正に伴う国民年金事務システム改修委託料の補正計上でございます。

6目心身障害者対策費、補正額62万7,000円、12節委託料62万7,000円につきましては、国の制度改正に伴う障害者福祉システム改修委託料の補正計上でございます。

10目介護保険費、補正額97万6,000円、18節負担金補助及び交付金97万6,000円につきましては、介護施設等環境改善事業補助金の補正計上でございます。

5款労働費、1項労働諸費、2目援護対策費、補正額60万円、18節負担金補助及び交付金60万円につきましては、新規就業支援助成金の補正計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額3,210万5,000円、内訳といたしまして7節報償費48万円につきましては農業研修者の追加に伴う新規就農者受入農家報償金の補正計上、

17節備品購入費176万円につきましてはヒグマ捕獲用箱わな購入費の補正計上、18節負担金補助及び交付金2,986万5,000円につきましては新規対象者の増などに伴う農業次世代人材投資資金交付金2,974万5,000円と農業研修者の追加に伴う就農研修家賃助成金12万円の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額94万9,000円、10節需用費94万9,000円につきましては、雪害による旧余市福原漁場文書庫屋根補修に係る修繕費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2,597万4,000円、1節総務費国庫補助金2,597万4,000円につきましては、歳出における再生可能エネルギー導入調査事業に係るエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金2,597万4,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額128万7,000円、節別に申し上げますと1節社会福祉費国庫補助金96万3,000円につきましては、障害者総合支援事業費補助金31万3,000円と介護施設等環境改善事業補助金65万円の補正計上でございます。2節児童福祉費国庫補助金32万4,000円につきましては、物価高対応子育て応援手当支給に係る事業費及び事務費補助金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金、補正額108万4,000円、1節社会福祉費委託金108万4,000円につきましては、国民年金事務費交付金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額3,121万2,000円、1節農業費道補助金3,121万2,000円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金2,974万5,000円とヒグマ対策事業補助金146万7,000円の補正計上でございます。

ます。

6目労働費道補助金、補正額45万円、1節労働費道補助金45万円につきましては、移住支援金事業補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額9,945万9,000円、1節総務費寄附金9,945万9,000円につきましては、5,232件の余市町ふるさと応援寄附金9,945万9,000円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額10万円、1節民生費寄附金10万円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして町田忠一様からの10万円の補正計上でございます。

4目教育費寄附金、補正額5万円、1節教育費寄附金5万円につきましては、教育振興寄附金といたしまして坂本眞貴子様からの5万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、5項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額60万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金60万円につきましては、農業研修者の追加に伴う受入農家報償金及び就農研修家賃助成金の増額に係る繰入金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。19款繰入金、6項森林環境譲与税基金繰入金、1目森林環境譲与税基金繰入金、補正額29万3,000円、1節森林環境譲与税基金繰入金29万3,000円につきましては、ヒグマ対策事業に係る繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億136万5,000円、1節繰越金2億136万5,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額87万

4,000円、1節雑入87万4,000円につきましては、雪害による旧余市福原漁場文書庫屋根補修に係る公有建物共済保険共済金の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由を説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○2番（尾森加奈恵君） では、質問させていただきます。

4ページの2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、8節旅費34万4,000円、12節委託料、再生可能エネルギー導入調査委託料2,563万円とありますが、旅費は先進地視察ということでしたけれども、その先進地視察、そして再生可能エネルギー導入調査の詳細をお伺いします。

○政策推進課長（金田直也君） 2番、尾森議員からの再生可能エネルギーの委託料に係るご質問でございますが、まず1点目の旅費に関するご質問でございますが、こちらにつきましては再生可能エネルギーを導入している先進地の旅費ということで、まだ視察先については未定となっておりますが、予定してございます。

2点目の詳しい調査内容ということでございますが、こちらにつきましては再生可能エネルギーの導入可能性調査ということで地中熱の導入に係る調査がまず1つ、2点目としましてはこちらの再生可能エネルギーの導入事業の手法を整理するために民間事業者の方へのサウンディング調査を行います。3点目といたしましては、このサウンディング調査を踏まえました今後の再エネ設備の導入に係る設計、さらには施工業務の発注方式の選定について調査を行いたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 旅費については先進地視察で、どこに視察に行かれるかは未定というこ

とで承知しました。

そして、再生可能エネルギー導入調査委託料については地中熱、そしてその手法を整理することとサウンディング型の市場調査も行うということで承知しました。令和7年度余市町一般会計補正予算（第1号）でも再生可能エネルギー導入調査4,572万2,000円の補正予算が計上されましたけれども、今回の再生可能エネルギー導入調査はその継続事業なのかお伺いします。

○政策推進課長（金田直也君） 2番、尾森議員の再度のご質問でございますが、昨年も第2回定例会において補正予算を審議、議決いただいておりますが、本年度の調査につきましても継続した事業ということで進めたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 継続事業ということでした。

この財源となっているエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の公募要領に事業完了から3か月以内に事業評価報告をすること、そしてその事業評価報告の内容について各自治体のホームページ上への掲載をお願いしますとされておりますけれども、本町はこの補助金を活用して令和6年には基本構想を作成しています。そして、令和7年、そして今年、令和8年と再生可能エネルギー導入調査を実施していますけれども、その事業評価報告内容を町のホームページ上に掲載しているのかお伺いします。

○政策推進課長（金田直也君） 2番、尾森議員の再度のご質問でございますが、これまでの調査結果につきましては町のホームページのほうには掲載してございません。

○2番（尾森加奈恵君） ホームページ上には…

○議長（藤野博三君） 尾森議員、3度目の質問済んでおります。申し訳ございませんでした。私が勘違いしておりました。よろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

今回の補正のメインというか、でっかいところは2億円の財調積立金だと思いますが、積立補正だと思います。令和7年度、それより余ったお金が2億円あって、確定したので、財調に積み直しということだと思われるのですが、繰越金2億円の発生理由何かちょっと聞きたいです。事業の進捗なのか、人件費なのか、工事ができなかったのか、予算盛り過ぎなのかというところがちょっと知りたいと。

今回の2億円で基金残高幾らになるのでしょうかというのが2点目。

あと、歳出、2款の12目諸費の海上自衛隊余市基地開庁55周年記念、55周年とちょっと半端な数だなと思うのですけれども、これ何年ごとにこういったものが催されてこういった補助金が出されていくのか。5年ごとなのか、10年ごとなのかというのがちょっと聞きたいというのと、あと歳出の6款の3目の農業次世代人材投資資金交付金というのがあるのですけれども、これ結構大きい額だということなのですが、これ投資というからには効果というのが知りたいと。どういった効果があってこの額を積んだのかということを知りたいです。

それと、先ほどの再生可能エネルギー調査委託料なのですが、先ほど地中熱とありましたが、これ具体的にどういったことで地中熱なのかということを知りたい。具体的にどのような調査をされているのかという、地中熱です。そのの先を知りたいです。よろしくお願いします。

○財政課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁させていただきます。

1点目、財政調整基金積立金の2億円の積立ての部分でございますけれども、令和7年度の歳入

歳出確定に伴いまして、令和8年度へ繰り越すべき一般財源を差し引いた繰越金が3億9,498万5,241円となりまして、その2分の1以上の2億円を財政調整基金に積立てするものでありますけれども、令和7年度の繰越金に関しましては様々な要因があるかとございますが、地方交付税が再算定で増額になったということが大きな理由かなというふうに感じております。

2点目の財政調整基金積立金の残高でございますけれども、令和8年度当初予算で1億4,000万円繰り出しするという予算を立ててございますので、それを差し引いて2億円を積んだ残高といたしましては、令和8年度の残高見込みとしては8億7,980万9,001円となつてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁いたします。

先ほどの海上自衛隊余市基地の周年行事の関係ですけれども、こちらに関しましては5年ごとに補助金を支出しておりますので、ご理解願います。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきますと思います。

ご質問の内容といたしましては、人材育成投資資金の効果というようなご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、まず次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し経営開始時の早期の経営確立を支援する資金として支出しているものと、同じく新規就農の初期投資の取組を支援するために資金を交付しているものでございます。こちらの資金を交付することによりまして認定新規就農者が余市町で就農され、経営を確立させて本町の1次産業であります農業を守っていくというような意味合いもございますので、このような効果が出るものと考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

○政策推進課長（金田直也君） 13番、ジャスト

ミートあたる議員の地中熱に係るご質問でございますが、こちらは地中熱の活用に向けて試験用の穴を掘削いたしまして、そちらの熱伝導率や温度変化、こういったものを調査をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 2億円のこと、繰越金と財調の関係は分かりました。ありがとうございます。

海上自衛隊の件、5年ごとなのですけれども、これ5年ごとにやっている理由というのはお聞きしているのでしょうか。どういうことを海上自衛隊のほうから聞いて5年ごとで出しているのかもちょっと聞きたいです。理由が知りたいです。大体こういうのは10周年記念とか、そういった10で区切っているのが多いのですけれども、何で5年ごとなのかということもちょっと知りたいです。

あと、農業次世代人材投資資金交付金については、先ほどちょっと聞き間違い、49歳以下というふうに私には聞こえたのですが、ちょっとここ確認したいです。

経営と初期投資の助けで出しているということなのですが、これ何件あるのでしょうか。件数が知りたいです。

それと、地中熱なのですけれども、掘削して、その穴からどれだけ熱が取れるかということなのですが、これは地熱発電でよろしいのですか、それともエコキュートでしたか、地中熱を使って、家庭用なのか、それとも大規模の地中熱なのか、そういったところも知りたいです。これは地熱発電でよろしいのでしょうか。よろしくお願いします。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきます。

こちらの5年ごとの理由ということなのですけれども、すみません、過去のデータは私どものほ

うでは分かりませんが、こちらに関しましては余市町自衛隊協力会という組織が主体となって行事を開いております。こちらのほうから周年行事を開きたいというご依頼がありまして、それに協賛する形で5年ごとに行っているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

すみません。聞き取りづらくて申し訳ございませんでした。49歳以下というのは青年等就農計画を策定した次世代を担う農業者ということでございまして、49歳以下というような発言をさせていただきましたので、ご理解願いたいと存じます。

（「議事進行」の声あり）

大変失礼いたしました。交付の件数でございます。経営開始型の次世代人材投資事業につきましては、当初8件分見てございましたが、今回3件増えたということでございます。そのほかに今回経営発展支援事業という、また同じような次世代を担うあれなのですけれども、そちらのほうに今回7件申請がございまして、その分が増になっているというところでございます。

○政策推進課長（金田直也君） 13番、ジャストミートあたる議員再度のご質問でございますが、こちらは議員おっしゃるとおり地中熱の発電の採用に係る調査ということで実施したいと考えております。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 地中熱なのですけれども、私の質問は地熱発電かという、業務用か民間かという、そこを聞いたつもりなのですけれども。

○政策推進課長（金田直也君） 大変失礼いたしました。こちらは地中熱、発電ではなく、ヒートポンプによる地中熱に向けた調査ということで予

定してございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。

海上自衛隊の件なのですけれども、要請が来たら5年ごと、例えば10年なら10年、これ例えば3年ごとでも、向こうが3年と言ったら3年になるのですか。仮に3年と申請した場合、下りるのかどうかちょっとお聞きしたいです。

というのと、あと経営、農業振興費の3件と7件、ちょっとよく分からなかったのですけれども、計10件ということですか。あと、1件当たり300万円ぐらい下りていることになるのですけれども、この認識で間違いないか。平等に割られているのかどうか、偏りがないか。例えば先ほどの3件の分では多いけれども、7件は少ないとか、そういったことなののでしょうか。均等に割られているのかどうかというのと、ヒートポンプということだったのですけれども、ヒートポンプだと民間なのかなと思われるのですが、ヒートポンプだとするならばこんなに、2,500万円もかかりますか。家庭用だともうヒートポンプ導入されているので、言わば電力会社なり、そういったメーカーに聞けばヒートポンプというものはデータはそろっているのです、こんなにかからないと思うのですけれども、これ業務用だと思ってしまうのです。先ほど民間か事業かということだったのですけれども、その答えがまだ返ってこなかったのです、いま一度、これ業務なのか、大規模なのか、それとも家庭用なのか。家庭用だとするならば、このヒートポンプはもう既にメーカーが造っているのです、そちに聞けばいいのに、こんなにかかるのかなと思うのです。大型化ならば余市は地熱発電みたいなところ可能性あるのでしょうか。調べるからにはそういった可能性がないとただただ調べるだけということになります、そこのところ詳しくよろしくお願い致します。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミ

ートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきます。

周年が10年がいいのか5年がいいのかということなのですけれども、周年の捉え方になるかとは思いますが、周年の行事の捉え方ということになると思うのですけれども、今回に関しましては55周年を迎えるということで依頼があつて、行いたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

3年でもやるのかというお話だったので、基本的に周年の捉え方として3年は周年行事には当たらないのではないかなというふうに私どもは考えておりますので、ご理解願います。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁させていただきます。

金額の割り振りというような形かと思いますが、ちょっと分かりづらくて申し訳ございません。まず、最初の3件、こちらにつきましては経営開始型といたしまして、先ほど言ったとおり経営が安定するまで最大3年間支給されるというものでございまして、月額13万7,500円が支給されるというものでございまして、単身の者についてはこの金額なのですが、夫婦でなられる方につきましてはこれが1.5倍になるという形になります。続きまして、次の7件のほうでございまして、こちらは経営発展支援型という形でございまして、こちらは就農後、経営発展のために初期投資に係るものに対して最大500万円が支出されるというものでございまして、こちらにつきましては農業機械ですとか施設の整備、そういったものに対して支給されるという形でございまして、こちらも夫婦型になりますと1.5倍まで上がるという形になってございまして、ご理解願いたいと存じます。

○政策推進課長（金田直也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁しま

す。

まず、業務用か家庭用かというところのご質問でございますが、こちらについては再生可能エネルギーの導入推進エリアの、そちらの中核施設への活用ということでの調査を考えてございます。

また、地中熱の見込みはあるのかというところでございますけれども、こちらについては以前道の駅の地中熱の調査をした際にある程度ポテンシャルがあるという結果が出ておりまして、この地域において、そういった中で昨年同じ地域において机上での調査をした中ではある程度見込めるのではないかとというところで調査結果が出ましたので、それをさらに詳しく活用できるかという点について調査を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○16番（寺田 進君） 私も4ページの今の12節の委託料の件で何点か質問いたします。

再生可能エネルギーということで、委員会の中でも地中熱導入に関わるサーマルレスポンス調査ということで発表になっていたみたいなのですが、再生可能エネルギーというと太陽光もあれば風力もあれば様々あるのですが、確認のためなのですが、そのほか、地中熱以外今回の調査でやる予定はないのか、もしないとすればなぜ地中熱になったのかという理由をもうちょっと詳しく知りたいのが1点と、それと民間事業者へのサウンディングを行うというふうにありましたが、これは何社ぐらい検討されているのか、また地元企業の参入余地はあるのかと、これについても伺っておきたいと思います。

○政策推進課長（金田直也君） 16番、寺田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の地中熱のほかには何か再生可能エネルギーは考えていないのかというようなところでございますが、こちらにつきましては昨年の調査において太陽光発電について調査を実施させていただいておるところでございます。

また、2点目のサウンディングの調査について何社程度を予定しているかというところでございますが、こちらについては調査を開始いたしまして、指名業者なり、それからこういった調査の実績のあるコンサルティング会社などにご案内をさせていただきまして、参加を呼びかけたいというふうに考えてございます。

また、地元業者もそれに含まれるかというところでございますが、こちらについても地元も含めた中でご参加をいただきたいというふうに考えてございます。

○16番（寺田 進君） 調査まず行われると思うのです。この調査を行われてから、その調査の結果でサウンディングを行うのか、同時並行で行くのか、両方の時間軸といいますか、どこからどこまで調査、どこからどこまでサウンディングという形がもし分かっているのであれば具体的に教えていただきたいと思います。

○政策推進課長（金田直也君） 16番、寺田議員の再度のご質問でございますが、調査の時系列的な部分でございますが、こちらは地中熱の調査を進めまして、ある程度結果が見えた中でサウンディングの調査を実施してまいりたいということで考えております。

○16番（寺田 進君） ちょっとしつこいようにすけれども、その時間軸のあれを教えてくださいたいのです。いつ頃までに調査を終了して、当然調査によって参加企業も変わってくるかと思われるのです。なので、それがいつ頃にスタートするのかということを教えていただきたいと思います。

○政策推進課長（金田直也君） 16番、寺田議員の再度のご質問でございますが、こちらの業務につきましては業者のほうへ発注して進めたいと考えてございまして、正式に業務の相手方が決まりましたら、スケジュールの部分については細かい打合せをした中で進めてまいりたいというふうに

考えてございます。

○14番（大物 翔君） 1点だけ確認だったのですけれども、すみません。

同じく4ページの再エネ関係の普通旅費のことだったのですけれども、先進地視察されるのだという話で、それはそれで結構なことかと思うのですけれども、ただ行き先はまだ決まっておらぬのだというお話でございました。これは委託をした事業者さんが現地へ行くために拠出をする旅費なものなのか、それともうちの職員と一緒に現地見に行くために組んだ旅費なのか、随分金額が細かいものですから、内々に大体この辺ではないかと候補地みたいなものもある程度絞れているのかなというように感じたものですから、そうでないとうやうやってこれ積算したのかなという話にもなりますし、もっと言えばこの金額で足りるのですかという、そっちを心配しているのです。だから、どなた向けの旅費にこれなるものなのか、行くとすればどの程度の人員規模でそちらに向かえるという想定の下で組まれているものなのか、大ざっぱにどの辺の地域まで足を運ばれることを想定しての計算なのか、その辺の確認だけしたいので、お願いします。

○政策推進課長（金田直也君） 14番、大物議員の再生可能エネルギーの旅費に関わる質問でございますが、こちらの旅費については担当職員の旅費ということで予定をしております。

なお、視察先の候補地の関係でございますが、こちらについては道内でそういった視察先がなければ道外も含めた中で視察先を絞ってまいりたいと考えております。

なお、こちらについては4名分の旅費ということで積算をしております。

○14番（大物 翔君） 道内で見つかってくればいいと思って、道外行くとなるとなかなか交通費と宿代がちょっとかさみそうな気がするもので、最近物価も高いものですから。だから、うま

いことルート組み立ててくださればいいとは思うのですけれども、無事に予算内でいけることを祈っていますけれども、まだ本当に当ても何もない状態なのですね、確認ですけれども。その辺お願いします。

○政策推進課長（金田直也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁いたします。

視察先の候補地が、ある程度候補地がないのかというようなご質問でございますが、こちらについては先進地ということで、どういった私どもの調査とリンクするような視察先があるのかというところで、北海道の経済産業局さんなりにそういった先進事例などを伺いながら視察先を決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

では、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和8年度余市町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第2、議案第2号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（荒井拓之介君） ただいま上程されました議案第2号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が令和6年6月26日に公布され、令和8年9月24日から施行されることに伴い、余市町監査委員条例においても所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容としましては、地方自治法の一部改正による条項の移動により、本条例中の引用条項の移動が生じたことから、本条例の一部改正をご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案。

余市町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町監査委員条例の一部を改正する条例。

余市町監査委員条例（昭和44年余市町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照

表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第3号 余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（北島貴光君） ただいま上程されました議案第3号 余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案いたします条例案につきましては、北後志消防組合火災予防条例の改正によって林野

火災に関する注意報が発することができるようになったことに伴い、林野火災に関する注意報が発せられた際に火入れの制限を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第3号 余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例案。

余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例。

余市町火入れに関する条例（昭和59年余市町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は」を「場合又は」に、「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 林野火災に関する注意報というのが新しくついたと見受けられますが、この林野火災に関する注意報というのはどのような状態で発令されるのかというのと、条例上の火入れ件数というのは年間何件ぐらいあ

るのか。

それと、許可件数というのはどう推移しているか。現状です。

余市町で火入れ許可を受けているのはどのような目的で火入れ許可を出しているのかということの以上4点お願いします。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

まず、林野火災における注意報を発令するのは北後志消防組合の管理者、そちらのほうで注意報を発令するという形になるのでございますが、その基準といたしましては北後志消防組合林野火災注意報・警報発令取扱要綱に基づきまして全3日間の合計雨量が1ミリ以下かつ全30日間の合計降水量が30ミリ以下、全3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表されているときに発令されるという形になってございます。

続きまして、火入れの件数でございますが、こちらにつきましては過去5年間遡りまして許可をしている件数はゼロでございます。こういった内容で火入れするかというような質問だったかと思うのですが、こちらは森林法に基づきまして、その中で市町村が許可を出さないとできない行為といたしまして造林地の地ごしらえですとか、あと開墾ですとか、あと焼き畑、そういったような大きな面積に火を入れて、その改良するというような作業の火入れというふうになってございますので、ご理解願いたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 今までなかった、これずっと遡ってもなかったのですか。一度も余市町ではこういった火入れというのは、やられた記録というのはあるのでしょうか。最後これだけ聞いて終わりたいと思います。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

私が在職中の三十数年間の間には一件もなかった状態でございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

では、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町火入れに関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第4、議案第4号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第5、議案第5号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第6、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第7、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第8、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることに

ついて、日程第9、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第10、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第11、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第12、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第13、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第14、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第15、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第16、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第17、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第18、議案第18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第19、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての以上16件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第4ないし日程第19を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま一括上程になりました議案第4号ないし議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在の余市町農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間に於ける余市町農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき今般ご提案申し上げる次第でございます。

選任に当たりましては、このたび応募のあった方々につきまして余市町農業委員会の委員定数条例に基づき委員候補者を余市町農業委員会委員の候補者選定委員会において選定を賜り、人選を行い、農業委員会の委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町沢町135番地。氏名、井川和彦。生年月日、昭和16年1月6日生まれ。

次に、議案第5号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町梅川町423番地1。氏名、池田裕之。生年月日、昭和31年10月1日生まれ。

次に、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町沢町6丁目6番地6。氏名、梅田徹。生年月日、昭和53年10月4日生まれ。

次に、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町山田町635番地11。氏名、落雅美。生年月日、昭和42年12月30日生まれ。

次に、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町美園町196番地17。氏名、片山裕。生年月日、昭和30年1月23日生まれ。

次に、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町黒川町1048番地。氏名、川合一。生年月日、昭和33年10月22日生まれ。

次に、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町1863番地。氏名、坂本純科。生年月日、昭和42年5月6日生まれ。

次に、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたし

たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町栄町1614番地3。氏名、土居義和。生年月日、昭和46年10月15日生まれ。

次に、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町黒川町8丁目39番地。氏名、野呂栄二。生年月日、昭和31年2月16日生まれ。

次に、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町600番地。氏名、弘津雄一。生年月日、昭和55年2月17日生まれ。

次に、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町栄町756番地。氏名、細山正己。生年月日、昭和30年3月23日生まれ。

次に、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1

項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町美園町138番地。氏名、松村宗雄。生年月日、昭和42年1月20日生まれ。

次に、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町栄町1125番地。氏名、森山龍徳。生年月日、昭和39年8月5日生まれ。

次に、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町富沢町4丁目83番地2。氏名、梁瀬英司。生年月日、昭和38年9月5日生まれ。

次に、議案第18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町1117番地。氏名、山本秀弘。生年月日、昭和30年8月19日生まれ。

次に、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町山田町529番地。氏名、吉川丞治。生年月日、昭和54年3月19日生まれ。

以上、一括上程されました議案第4号ないし議案第19号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案16件について、これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 農業委員会の委員の任命についてなのですが、このメンバーが候補に挙がった経緯というのはどういった経緯でこうやって選ばれるのでしょうか。その経緯ちょっと教えていただきたい。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問にご答弁したいと思います。

今回候補に挙がった16名、どのようにということでございますが、こちらにつきましては公募により、推薦、公募された16名の方を農業委員会の委員候補選定委員会のほうで適任かどうかというのを審議していただいて、それを基に16名そのまま提案させていただいているというところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 確認なのですが、まず公募があると。公募があって、そこから推薦とあったのですが、立候補というのではないのでしょうか。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁させていただきます。

立候補もできるのですが、今回は立候補はなく、全て推薦という形で挙がってきてございますので、ご理解願いたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 推薦ということなのですが、全て。推薦する方というのはどういう方なのでしょう。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

推薦される方はどのような方かということですが、団体関係ですとか、あとは農業者のほうから推薦をいただいているという形でございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第8号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第9号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第11号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規

定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第12号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第13号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第15号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案

のとおり同意可決されました。

次に、議案第17号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第18号についてお諮りいたします。
本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町農業委員会の委員

の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第20、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（後藤将人君） ただいま上程されました報告第8号 繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として令和7年度から令和8年度に繰り越された事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、ガストロノミーツーリズム推進事業、除雪作業車等保管倉庫建設事業でございます。当該事業につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき令和7年度余市町一般会計補正予算第10号及び第11号におきまして繰越明許費の議決を

いただき、財源をつけて令和8年度に繰り越したところでございます。このたび5月末日をもちまして繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第8号 繰越明許費繰越計算書について。

令和7年度余市町一般会計補正予算（第10号・第11号）の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。令和7年度余市町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、金額2億6,856万5,000円、翌年度繰越額2億6,571万9,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金2億1,415万3,000円、一般財源5,156万6,000円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額158万7,000円、翌年度繰越額158万6,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金158万6,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、ガストロノミーツーリズム推進事業、金額6,585万9,000円、翌年度繰越額6,585万9,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金2,892万9,000円、その他3,693万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、除雪作業車等保管倉庫建設事業、金額3億3,755万1,000円、翌年度繰越額3億3,078万5,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金4,537万円、地方債2億230万円、その他8,311万5,000円。

合計、金額6億7,356万2,000円、翌年度繰越額6億6,394万9,000円、左の財源内訳、未収入特定

財源、国道支出金 2 億 9,003 万 8,000 円、地方債 2 億 230 万円、その他 1 億 2,004 万 5,000 円、一般財源 5,156 万 6,000 円。

以上、報告第 8 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第 8 号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第 8 号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第 21、報告第 9 号 株式会社北後志第一清掃公社の第 49 期（令和 7 年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（佐々木大介君） ただいま上程されました報告第 9 号 株式会社北後志第一清掃

公社の第 49 期（令和 7 年度）経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資しております株式会社北後志第一清掃公社の第 49 期における経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第 9 号を朗読申し上げます。

報告第 9 号 株式会社北後志第一清掃公社の第 49 期（令和 7 年度）経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第 49 期（令和 7 年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和 8 年 6 月 23 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第 49 期経営状況報告書並びに第 50 期事業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第 9 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13 番（ジャストミートあたる君） 第一清掃公社の件なのですけれども、第 3 定例のときに、ちょっと前に私これ提案、畑作っているということになって新聞にも載りました。この事業報告のところに自、令和 7 年 4 月 1 日、至る、令和 8 年 3 月 31 日、これ範囲内だと思うのですけれども、事業報告の中に加筆されていないのというのはどういった理由なのでしょう。書くべきだと思うのですが。

それと、そういったペナルティー科されて返金があったと思われますが、そういったところが書かれていないと思われますが、これどういった理由でしょうか。よろしくお願いいたします。

○環境対策課長（佐々木大介君） 13 番、ジャス

トミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目、事業報告に今畑の問題が記載がないということでございますが、こちらにつきましては会社で起こした問題ではなく、社長が起こした問題と、個人で行った問題だということで、事業の内容ではないということで記載してございません。

2点目、ペナルティーの部分についての記載という部分でございますが、こちら社長のほうから自主返納した部分がございますので、そちらのほうを雑入という形の中で記載している部分がございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

では、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第9号 株式会社北後志第一清掃公社の第49期（令和7年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第22、報告第10号 株

式会社まほろば宅地管理公社の第15期（令和7年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（二木二郎君） ただいま上程されました報告第10号 株式会社まほろば宅地管理公社の第15期（令和7年度）経営状況の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社につきましては、令和8年3月31日付をもって解散し、現在は清算人による清算業務が進められているところではございますが、最終事業年度となりました第15期（令和7年度）における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第10号を朗読申し上げます。

報告第10号 株式会社まほろば宅地管理公社の第15期（令和7年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第15期（令和7年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和8年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第15期経営状況報告書につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第10号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第10号 株式会社まほろば宅地管理公社の第15期（令和7年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告ありましたように、日程第23、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第24、意見案第2号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書、日程第25、意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書、日程第26、意見案第4号 住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める要望意見書、日程第27、意見案第5号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める要望意見書、日程第28、意見案第6号 ドナーミルクの利用拡大を求める要望意見書、日程第29、意見案第7号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める要望意見書の以上7件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第23ないし日程第29を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第7号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

なお、意見案第3号につきましては、あらかじめ討論の申出がありますので、採決の前に発言を認めます。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号については、あらかじめ討論の申出がありますので、討論を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） よいち未来提出の地方財政の充実・強化に関する要望意見書に対して反対の立場から討論します。

まず、これざっと読んだのですけれども……

（何事か声あり）

不規則発言はやめてください。

(何事か声あり)

不規則発言はやめてください。

○議長(藤野博三君) ジャストミートあたる議員に申し上げます。

提出者は議会運営委員会となっておりますので、そのことについて今ちょっと不規則的ですが、発言ありました。提出者は議会運営委員会でありますので、そういう理解でお願いいたします。

○13番(ジャストミートあたる君) 分かりました。でも、ここに書いてあるのですけれども、何か言っているといけないのかなんて思いますけれども、ざっと見て雑だなと思いました。この意見書に対して全部、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災、減災、地域公共交通の再構築、インフレや円安とありますけれども、これ盛り過ぎなのではないかなと。これちょっと分けたほうがいいのではないですか。全部まとめてやると受け取ったほうはどう思うかという、はいはい、やっていますよということになると思います。だから、DXならDX、脱炭素なら脱炭素と分けたほうがいいのではないかなと私は思います。これだと全部ひっくるめて書いてあると。公明党さんが出したものに対してはきちんと名目があって、ちゃんと題に準じて細かく記載されております。こういったことをやらないと……

○議長(藤野博三君) ジャストミートあたる議員に申し上げます。

意見書については各会派全会一致でありますので、単独の会派で出しておりませんので、その辺十分留意して討論をお願いしたいと思います。

○13番(ジャストミートあたる君) 本当のことを言っているのですけれども。分かりました。

○議長(藤野博三君) 議案のとおりお願いいたします。

○13番(ジャストミートあたる君) 分かりまし

た。なのですが、自治体DX、では端的に言うと自治体DXの部分なのですけれども、本町においてはまだいまだに紙を使っております。ペーパー基準で物事が伝えられると。それと、ユーチューブ配信もされていないと。私語やめてください。ユーチューブ配信もされておらず、町民に対する議会の開示というか、そういったこともまだされておられません。自治体DXがここに書かれているのに本町においてはされていない。でも、それでもお金をくれということが書かれているわけです。勉強しないのに参考書欲しいから金ちょうだいと言っているようなものなので、まずは言行不一致を直し、自治体DXをやってからお金をくれということを行ったほうがいいのではなかろうかと思って、私はこれに対して反対します。もうちょっとコンパクトにまとめて項目ごとに意見書を出したほうがいいのではないかと思います。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長(藤野博三君) これより意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、起立により採決をいたします。

意見案第3号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号 ドナーミルクの利用拡大を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第30、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第31、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（藤野博三君） 以上をもって本日の日程を全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和8年余市町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時43分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 5 番 白 川 栄 美 子

余市町議会議員 1 6 番 寺 田 進

余市町議会議員 1 番 山 本 正 行